

令和8年度4月入所の 2次受付を行います。

市立・私立保育所（園）・私立認定こども園（2・3号）・私立小規模保育事業所の令和7年4月入所希望者の1次申込みの受付は、令和7年11月28日（金）で締め切りましたが、令和7年4月入所の2次申込みを**令和8年2月13日（金）**まで受付いたします。

ただし、1次申込みの方が優先されるため、1次申込みの結果、欠員が生じない場合は、2次申込みの方は入所することができません。あらかじめご承知おきください。

受付場所

市役所 1階 保育事業課

郵送・サービスステーション・サービスセンターでの申込はできません。

申込期限

令和 **8** 年 **2** 月 **13** 日

- ・変更申請を行う場合も、締切期日までに行ってください。
- ・**3歳児クラス以上の特別支援保育を要する方は、受付できません。**
※お子さんに必要な支援を行うための保育士の準備や体制を整えることが困難なためです。

受付時間

R7.12.1~12/26まで

9:00~17:30

R8.1.1~2/13まで

9:00~17:00

土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

申請に必要な書類等は、保育施設利用のご案内をご確認ください。

よくあるお問い合わせ



Q1：2次申込みの場合選考はどのようになりますか？

4月2次申込みの方は、4月の1次申込みの方の後の順位になります。
よって自分の希望園に、1次待機者が居なくなっている園の内定案内になります。

例）選考枠数が4枠。1次申請者が6名、2次申請者が3名の場合

対象者	点数	申請	結果
A	29	1次	キャンセル
C	25	1次	内定
E	23	1次	内定
B	23	1次	キャンセル
G	16	1次	キャンセル
F	2	1次	内定
H	31	2次	内定
K	29	2次	不可
J	28	2次	不可

左記の例のように、1次・2次の申込み者ごとに
選考指数の高い順に内定案内を行います。
仮に2次の方の点数が1次の方より高い場合でも、
2次の方は1次の方の後に並ぶ形になります。



Q2：すでに1次申し込みをしていますが、希望園など変更したいです。

変更は2次申込締め切り後に反映されます。

【希望園を増やす場合】

2次申込期限までに、希望園変更届を提出してください。

【希望園を減らす場合】

1次で内定した方で、内定した施設を辞退して異なる施設への入所を希望する場合は、内定した施設を削除したうえで2次申込期限までに、希望園変更届を提出してください。（1次選考の内定をキープしながら2次申込みは不可）
この場合、未入所証明書に記載される申請日は2次申込の日になりますので育児休業の延長の際にはご注意ください。

【選考指数が変更になる場合】

2次申込期限までに、変更に必要な証明書類（就労証明書・離婚を証明する書類など）をご提出ください。

選考指数が高くなる場合、2次選考から点数を変更します。

選考指数が低くなる場合、1次選考から遡及して変更します。

（内定が出ている場合で、指数変更後に内定を維持できない場合は、内定取消しを行う場合があります。）